

令和3年6月7日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

警 察 本 部 長

人身安全関連事案に対処するための体制及び対応の基本について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）については、認知した段階では被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、事態に応じて被害者の安全確保のために最も効果的な手法を執ることが肝要である。

こうした観点から、人身安全関連事案に対処するための体制及び対応の基本は下記のとおりとするので、遺漏のないようにされたい。

なお、「人身安全関連事案に関する速報の徹底について（一般通達）」（令和元年6月13日付け人発第156号（関係各課合同））及び「三重県警察人身安全関連事案対処プロジェクトチームの設置及び運用要領について（一般通達）」（令和元年6月13日付け人発第157号（関係各課合同））は廃止する。

## 記

## 1 警察本部及び警察署における対処体制

## (1) 警察本部

## ア 組織及び構成

警察本部に、本部人身安全関連事案対処プロジェクトチーム（以下「本部対処PT」という。）を設置し、総括指揮官、副指揮官及び現場支援要員で編成する。

(ア) 総括指揮官は、生活安全企画課長とする。

(イ) 副指揮官は、人身安全対策課長及び捜査第一課長とする。

(ウ) 現場支援要員は、次に掲げる所属の職員とする。

- a 人身安全対策課
- b 少年課
- c サイバー犯罪対策課

- d 捜査第一課
- e 捜査支援分析課
- f 機動捜査隊
- g 自動車警ら隊

#### イ 任務

警察署からの速報に基づき、危険性・切迫性の判断、これに基づく行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言を行うほか、事案に応じて現場支援要員を派遣し、警察署と連携して事案対応に当たる。

#### ウ 本部事務局

本部事務局を人身安全対策課に設置し、警察署からの報告を一元的に受理する。

### (2) 警察署

#### ア 組織及び構成

警察署に、警察署人身安全関連事案対処プロジェクトチームを設置し、署総括指揮官、署副指揮官及び事案対処要員で構成する。

- (ア) 署総括指揮官は、警察署長とする。
- (イ) 署副指揮官は、副署長又は事件指導官とする。
- (ウ) 事案対処要員は、生活安全部門又は刑事部門の担当者を中心に編成すること。

#### イ 任務

本部対処P Tと連携し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等を行う。

#### ウ 署事務局

署事務局を生活安全課（生活安全刑事課を含む。）に設置する。

## 2 人身安全関連事案への対応の基本

### (1) 速報の徹底

人身安全関連事案を認知した者は、人身安全対策課長が別に定める要領により速報すること。

### (2) 事案認知時の対応

速報を受けた署総括指揮官は、本部対処P Tからの指導・助言を踏まえて対処方針及び対処態勢を決定すること。

本部対処P Tは、当該警察署に対して事案に応じた現場支援要員の派遣を行う

とともに、継続して指導・助言を行うこと。また、事案の関係場所が複数の都道府県にわたる場合においては、本部事務局を介し、関係都道府県警察と確実に情報を共有し、迅速かつ的確に対処すること。

(3) 被害者の保護等

各事案において被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、署総括指揮官は、直ちに即応態勢を確立し、本部対処PTは現場支援要員を警察署に派遣するとともに、対処についての指導・助言及び支援を行うこと。また、この場合には、被害者等を安全な場所へ速やかに避難させることとし、やむを得ない事情があり避難させられない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を確実に行うこと。

なお、危険性・切迫性が極めて高いとは認められない場合であっても、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が否定できず、又は判断できないときは、危険性等について積極的に判断して、同様に対処することとなるため、平素から市町や児童相談所等の関係機関と連携すること。

(4) 行為者への措置

人身安全関連事案の行為者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性に応じて第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ること。

(5) 事案認知時における危険性等の見極め

人身安全関連事案に係る相談への対応に当たっては、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性を判断するために必要があるとき及び事件化のための擬律判断を的確に行うため必要があるときは、生活安全部門の担当者と刑事部門の担当者が共同で聴取を行うこと。